

山梨県知事 殿

住所
 氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

揚水設備廃止届出書

揚水設備の廃止等について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場、事業所その他の の場所の名称	※工場等の整理番号	
	※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の の場所の所在地		
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の 場所		
揚水設備の設置の 届出年月日	年 月 日	
届出の内容	1 揚水設備を廃止した。 2 揚水機の吐出口の断面積を6 c m ² 以下とした。	
廃止等の年月日	年 月 日	
廃止時の措置		

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「届出の内容」の欄は、該当する事項の番号に○を付すること。
 3 「廃止時の措置」の欄には、揚水機の撤去、井戸の埋戻し等の措置の実施状況を記載すること。